

# 直方市空き家リフォーム工事費補助金 申請のご案内

## 留意事項(必ずお読みください)

- (1) 本補助金事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。なお、申請された場合、審査を行い、補助金の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 補助対象者は、交付決定受けたのち、請求書の提出がないと補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。
- (3) 市が実施する他の住宅補助制度や、国や県で実施する補助金の対象となった費用について、重複して補助金申請することはできません。

問い合わせ

直方市 産業建設部 都市計画課 住宅政策係

〒822-8501 直方市 殿町 7番1号

電話 0949-25-2050

## 対象工事

以下のいずれかに該当する工事

- (1) 省エネ工事  
窓、屋根、天井、壁、床又は開口部の断熱改修
- (2) バリアフリー工事  
手摺りの設置、段差解消、建具（取手等）取替、廊下幅の拡張、  
床材の変更等
- (3) 耐久性向上工事  
耐久・防水性能を従来より向上させるもの
- (4) 居住性向上工事  
広さ又は間取りの変更に伴う間仕切り壁の撤去、便器・浴槽の変更等

## 対象住宅

戸建ての住宅及び店舗併用住宅で、1年以上居住していない住宅

**※ 生活設備（居室、浴室、台所、便所）を備えていること**

## 対象者

次の①～⑥のすべてに該当する方

- ① 市内の空き家の所有者又は所有者の3親等内の親族で、自己が居住するためにリフォームを行う方
- ② 対象住宅に事業完了時に転入又は転居しており、継続して居住する意思を有する方
- ③ 申請時、本市において申請者及び申請者と同一世帯の方全員が市税（市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税）を滞納していないこと
- ④ 申請者及びその者と同一世帯を構成する者が、直方市暴力団等追放推進条例（平成20年直方市条例第20号）第2条第2号の暴力団若しくは同条第4号の暴力団員又はこれらと密接な関係でないこと
- ⑤ 同一の建物において、国や県で実施する補助金及び市で実施している他の助成金や補助金を受けていない方、又は受ける予定のない方
- ⑥ 過去にこの補助金の交付を受けたことがない方

## 補助率等

補助対象工事費(税抜)の2分の1以内(千円未満は切り捨て)

※ 10万円以上(税抜)の工事が対象

※ 上限 15万円

(市内の業者によるリフォームの場合は 上限 20万円)

## 提出書類

### ■ 申請時

- ① 直方市空き家リフォーム工事費補助金交付申請書(様式第5号の1)
- ② 同意兼誓約書(様式第5号の2)
- ③ 対象住宅に係る登記事項証明書、又は、未登記の場合は課税資産明細書又は名寄帳兼課税台帳の写し  
(※ 最新の情報が確認できること)
- ④ 3親等内の親族の居住を目的としてリフォーム工事を行う場合にあっては、居住する者が3親等内であることを確認できる戸籍謄本等の写し  
(※ 最新の情報が確認できること)
- ⑤ 工事見積書の写し等(リフォーム内容がわかるもの)
- ⑥ 工事着工前の写真(日付入り・住宅全景、リフォーム箇所がわかるもの)
- ⑦ 工事施工箇所がわかる書類(平面図、立面図等必要に応じて)
- ⑧ 地図
- ⑨ 振込口座の写し(表紙と1ページ目)
- ⑩ 債権者登録依頼書
- ⑪ その他市長が必要と認めるもの

<提出場所>

都市計画課窓口(庁舎4階) ※ 郵送でも提出できます。

<受付期間>

事業実施年度の開始日から同年度の1月末日(閉庁日を除く)

※ 受付期間内であっても、予算枠に達した場合は本申請の受付を終了します。

## ■ 完了時

- ① 直方市空き家リフォーム工事費補助金完了届 (様式第 5 号の 6)
- ② 工事代金支払領収書の写し (※ 振込受付書\*1 の写しでも可)

\*1 銀行振込が完了したことを証明する書類

- ③ 施工管理写真

(同一箇所について、施工前、施工中、施工後、日付が確認できるもの)

- ④ 直方市空き家リフォーム工事費補助金交付請求書 (様式第 5 号の 8)

<提出場所>

都市計画課窓口 (庁舎 4 階) ※ 郵送でも提出できます。

<受付期間>

工事完了後 30 日以内又は工事実施年度の2月末日のいずれか  
早い日 (閉庁日を除く)

## ■ 変更時

- ① 直方市空き家リフォーム工事費補助金交付変更申請書 (様式第 5 号の 4)
- ② 変更後の工事見積書の写し (金額の内訳及び補助対象内外がわかるものを含む)
- ③ 変更後の工事図面等
- ④ 変更予定箇所の写真 (日付入り)
- ⑤ その他市長が必要と認めるもの

【軽微な変更】(補助金額に変更がない場合)

- ① 直方市空き家リフォーム工事費補助金交付変更届出書 (軽微な変更)  
(様式 5 号の 4 の 2)
- ② 変更後の工事見積書の写し
- ③ その他市長が必要と認めるもの

## 補助金の支払い方法

補助金は申請者へ支払います。

## 申請受付

事業実施年度の開始日から同年度の1月末日（閉庁日を除く）

## 注意事項

- ・ 提出いただいた書類はお返ししません。必要な場合は複写をとってから提出してください。
- ・ 工事を行う際は、近隣住民の方の安全を確保するよう努めてください。
- ・ 市では工事に関わるトラブルについて一切関与しません。
- ・ 市では市内施工業者の紹介や斡旋はできません。
- ・ 補助金の交付決定通知を受けるまで工事着工しないでください。決定前に着工した場合補助金の交付はできませんので、必ず工事着工前に申請してください。
- ・ 補助金の交付は年度に関わらず同一敷地につき1回限りです。

直方市空き家リフォーム補助金 手続きの流れ

